

佐久市子ども未来館の指定管理に関する質問に対する回答表

回 答 日：令和8年9月25日

担 当 課：福祉部 こども政策課

No.	受付日	質問内容	回答
1	9月16日	募集要項【3】3(1)に、年間利用料金目標額37,000千円を超過した場合は、超過額の10分の3に相当する額が市の収入になるとありますが、未来館の収支がマイナス(赤字経営)となった場合でも相当額を納入する必要がありますか。	収支がマイナスであった場合でも納入いただくこととなります。 ただし、発生した赤字の原因が指定管理者の責で無い場合においては、業務仕様書に記載のリスク分担及び年度協定に基づき協議の上、対応を検討いたします。
2	9月16日	募集要項【3】4 指定管理料は、年105,500千円で5年間据え置きになっていますが、昨今の物価高騰、人件費(最低賃金)の上昇等、著しいものがあり、予算に不足を来すことが考えられます。その場合、業務仕様書(別表3)リスク分担表20「物価変動」にあるとおり、市は協議に臨んでいただけるということでしょうか。協議は、指定管理者からの申し出によらなければならないものではないでしょうか。また、指定管理料以外の補助金等により不足額を補てんしていただく方法はありますか。	指定管理者からの申し出により、必要に応じて協議を行うこととしております。
3	9月16日	指定管理料は令和4年度～8年度は、年103,000千円のところ、令和9年度～13年度は、年105,500千円で、5年間で増加率は102.4%です。物価上昇率(年2～3%)や最低賃金の上昇率(年5～6%)を考えると、5年間の上昇率と見合っていないと考えます。総務省通知(令和5年11月13日付 総行経第35号「資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について」、令和6年4月1日付 総行経第9号 総務省通知「指定管理者制度等の運用の留意事項について」)に対応していますか。	指定管理料の算定は、令和7年度の収入支出の実績または、令和7年度から過去3年の収入支出の平均、並びに業務仕様書等に記載されている条項等に基づき算定しています。 特に佐久市子ども未来館においては、コストの上昇もありますが、収入の上昇も大きいため、当該物価上昇率等とは一致しないものとなります。 また、算定においては、賃金上昇率等も考慮されております。 また、No.2と同様、必要に応じて協議を行うこととしております。
4	9月16日	指定管理料の算出にあたり、灯油代は1ℓあたりいくらで算出していますか。また、電気代は1kWhあたりいくらで算出していますか。具体的な消費税込みの金額でお答えください。	指定管理料の算定は、令和7年度の収入支出の実績または、令和7年度から過去3年の収入支出の平均、並びに業務仕様書等に記載されている条項等に基づき算定しています。
5	9月16日	業務仕様書(別表1)市の施策等への協力について、「市の実施する各事業に対し協力すること」、「事業の実施等について追加経費の支払いは担保しない」とありますが、この追加経費とはどのようなものを想定していますか。また、市の施策等への協力に係る費用について、その負担のあり方についてどのように考えればよろしいでしょうか。	市の施策等は、佐久市全体として取り組む事業や佐久市子ども未来館における過去の指定管理期間から取り組んでいるもの(油井亀美也名誉館長に関することなど)を想定しています。 当該事業の実施により、来場者獲得及び収入増加につながる等の様々な要因があることから、事業の実施を行うことのみを理由とした追加経費の支払いを担保することはありません。
6	9月16日	業務仕様書【3】3(2)開館時間の条例改正について、「本改正が議会で認められなかった場合、現行の条例に基づく開館時間とします」とありますが、大多数の利用者が望んでいる2部制の継続について、これまでどおり変更申請で対応していただけるということでしょうか。	現指定管理期間においては、新型コロナウイルス感染症をきっかけに暫定的な措置として開館時間の制限を認めてまいりましたが、利用者の声や運営上の利点も含めて開館時間の条例改正を行おうとしているため、議会に認められなかった場合は、従来通りの対応は出来ません。

No.	受付日	質問内容	回答
7	9月16日	業務仕様書【3】2の管理運営目標の一つに「利用者からの苦情件数 0 件」がありますが、これは何を根拠に目標設定されていますでしょうか。	当該施設の管理運営を行うことに対して、原則として苦情件数0件を目標として管理を行ってください。 なお、実現の可否については、令和5年度～令和7年度における指定管理者からの実績報告においては、苦情件数0件と報告されている状況です。
8	9月16日	業務仕様書(別表1)【施設の管理運営】施設の利用に関すること、駐車場管理、②駐車場の利用調整に、「駐車場の確保が困難な場合は、臨時駐車場を確保すること」とありますが、周辺の駐車場を借用するなど最大限の努力をしても繁忙期には駐車場が不足します。今後、市において駐車場整備の予定があるのかお聞かせください。 また、本年のお盆期間についても、指定管理者の負担で周辺に駐車場を借用したものの、駐車場不足が発生し、50 台程度の入館をお断りいたしました。このような機会損失があった場合、市で補てんをしていただくことはできますでしょうか。	現時点においては、駐車場整備の予定はありません。 また、業務仕様書に記載のとおり、駐車場の確保が困難な場合は、臨時駐車場を確保することも指定管理者の業務として設定されていることから、仮に駐車場が不足したことを以って機会損失による損益を市で補填することはありません。
9	9月16日	業務仕様書(別表2)責任分担表、(別表3)リスク分担表において、1 件 200 万円以上の施設・設備の修繕、改修修繕は市が行うものとの認識ですが、これまで要望している案件について、まだ、修繕等が行われていないものがあります。 この修繕の遅れが、サービスの低下や状態の悪化に伴うさらなる修繕費の増につながる恐れもあることから、早期対応をお願いしたいと考えていますが、市の見解をお聞かせください。	引き続き計画的な修繕を実施いたします。
10	9月16日	大規模改修及び突発的な事例により、状況によっては休館せざるを得ないことも考えられますが、休館が長期に及ぶ場合、得られるべき入館料分の補てんをしていただくことはできますでしょうか。	大規模改修及び突発的な事例等については、状況によって対応が異なることから、業務仕様書に記載された状況に応じて対応することとなります。